

〔個人研究〕

## 学校制度導入期の課題について

—武藏国比企郡下古寺村を例に—

濱田由美

### はじめに

日本の近代学校制度が、明治五年（一八七二）の「学制」頒布から始まっていることは周知の事実である。これにより全国が八大学区に分けられ、三二の中学校区毎に二一〇小学区を設けることで、五三、七六〇の小学校設立が目指されたのである。もつとも、学校制度が導入されて以降、これほど多くの小学校が開校された記録は未だ残されていないのであり、『学制百年史<sup>①</sup>』における「文部省は、まず小学校の開設から始めることとしたが、これは急速に進められ、三四年の間に、わが国が必要とする二万六〇〇〇ほどの小学校が設置」されたとの記述からも、当初の計画が必ずしも実情に即していなかつたことは明らかである。

日本の学校制度が民費依存・受益者負担を原則に導入されていたことは周知の事実であり、『学制百二十年史<sup>②</sup>』では、「小学校の全国一斉実施は、民衆に大きな経済的負担を課した。また、歐米風の新しい教

育内容は当時の民衆の生活に即応したものではなかった」と、問題山積のまま制度が導入されていた事實を伝えている。中でも、海外の学校制度を参考に作成された「学制」の大きな特徴である学区制の導入について千葉正士は、「学区制の研究<sup>(3)</sup>」の中で、「通学区域・設置区域・設置主体」であったとした上で、「小学区制は、明治新政権が封建体制に対抗し、これを克服するために教育行政面において必要」としたものであり、学区制導入には「中央集権体制樹立」の目的が隠されていたとの認識を示している。さらに 笹森健は『明治前期地方教育行政に関する研究<sup>(4)</sup>』の中で、地方行政区域が確立されていない状況が背景となつて学区制が導入されたのであり、その目的は「中央の施策の末端までの浸透」であつたと結論付けている。もつとも、一般的の行政区域と異なる学区制の採用が、地域住民にとって必ずしも都合の良い制度でなかつたことは、「教育令」導入の際に学区制が撤廃されている事実からも明らかである。

また、「明治前期の小学校と地域社会<sup>(5)</sup>」の中で坂本紀子は、「小学校を支持する地域基盤は、一八八〇年の区町村会法を一つの契機として形成されてきた。区町村会法により、末端地域の住民が町村会を開催して部分的に教育行政に参加し、自由な意見交換の場を確保して学校教育に積極的に関与することになり、さらに協議の決議事項に伴う予算編成、執行を住民自らおこなうことになる。」と述べ、明治一一（一八七八）年に成立した「郡区町村編成法」・「府県会規則」・「地方税規則」のいわゆる地方三新法の成立により、地域住民による教育行政への関与が進んでいった事実を伝えている。

この様に、「学制」が多くの問題を含んだまま導入されていったことは明らかであるものの、「学制」期における学校数・就学率は共に一貫して増加傾向を示しており、近代国家建設に向け、教育制度の確立に大きな期待が寄せられると共に、多くの人々に支えられていたのも事実である。

ここで取り上げる武藏国比企郡は、明治二年二月に品川県、八月には埼玉県となつた後、同四年には入

間県、さらに同六年の熊谷県を経て、明治九年に埼玉県の管轄となつてゐる。

明治一五年編纂の『武藏国比企郡下古寺村々誌』によると、同村は東北に櫻川を帶び運輸便利な場所で、米・大麦の他養蚕や紙漉が行われていた。この背景には山林が多く耕地が少ないことが影響していたものと思われるが、副業として素麺や清酒も製造している。天神社を含め戸数二三戸の同村の当時の人口は、一〇六人（男四七人・女五九人）と記録されている。岡本平兵衛は同村の副戸長であり、明治六年七月より学校庶務掛として学校制度の導入に大きく関わった人物である。ここでは、平兵衛の残した記録を主な史料として、同村における学校制度導入期の様子を見ていくこととする。

### 一、天神学校の設立

明治五年に頒布された「学制」の方針を踏まえ、熊谷県の小学教則が確定したのは翌年七月のことである。第一大区の副戸長である鈴木庸行家に残された記録によると、ここでは童子六歳に至る者は、父（亡き者は兄）又は後見人か母により入学願を提出することが定められていた<sup>(1)</sup>。

明治六年七月

熊谷縣下小學校則

南第一大區

鈴木

本縣管内小學校則  
小学生之事

## 第一章

小学校ハ教育ノ階梯ニシテ、一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス、依テ各區へ設ケラル、ナリ、

## 第二章

童子六歳ニ至ルモノハ、其父若シ父ナキモノ兄力又ハ後見人、又ハ母親ニテモ、小学校教授方ヘ、左ノ雛形ノ通り願短冊三枚ツヽ差出シ、入学相願、小学生トナルヘシ、

(後略)

また、「学制」で採用された学区制は行政区と区画を異にしており、ここで取り上げる比企郡下古寺村は、学区制では第一大学区第十五番中学区であり、行政区では第六大区第七小区に属していた。同区には大塚村・増尾村・腰越村・青山村・上古寺村・下古寺村の六村が含まれており、『文部省第二年報<sup>(8)</sup>』によると、ここには明治六年に金橋学校（増尾村）・天神学校（下古寺村）、同七年には青山学校（青山村）と、三校が設けられている。岡本家には、金橋学校・天神学校の開業記録が残されている。

金橋学校は、増尾村長昌寺を教場として明治六年一月に、生徒総数二五七人（男一六五人・女九二人）を有し開校しており、教員一人の他助教も一人採用されていた。同じく下古寺村の天神学校は、翌二月に天満天神社神主宅を教場に開校している。

開業御届

控<sup>(9)</sup>

南六大区七小区

以書付御届可申上候、

一、天神小学校

右者、南六 大区七 小区比企郡下古寺村高辻大栄宅江設興、本月五日開校仕度候ニ付、此段御届奉申上候也、

明治六年十二月五日

右区

戸長惣代

馬場庄右衛門

副区長

横川俊政

黽庶務掛

岡本平兵衛

学務掛御中

また、同家にはこの他に天神学校の設立伺も残されており、ここには教員履歴をはじめさらに詳しい記録が残されている。

官立学校設立同<sup>10</sup>

一、学校位置

第一大学区熊谷縣管下第十五番中学区比企郡下古寺村

一、学校名称

第一百七十四番 天神小学校

一、学科

本縣教員傳習小学校二同

一、教則

右二同シ

一、校則

右二同シ

一、教員履歴

熊谷縣管下

比企郡下古寺村

農 高辻大栄

嘉永<sup>(一八五四)</sup>七甲寅年六月三十日出生

明治七年一月十九歳八ヶ月

明治五壬申年十月一日ヨリ東京府下第一大区四小区神田雉子町居住皇大神宮々掌兼權大講義、黒住宗篤方ニ而、同六年六月廿八日迄皇学研究、

本縣師範学校ニ於テ、明治六年七月ヨリ十一月迄下等学科脩学

一、生徒員數 百拾人

内 男八拾九人

女貳拾壱人

一、生徒受業料

上等 一ヶ月 金七錢

中等 一ヶ月 金五錢

上等 一ヶ月 金七錢

中等 一ヶ月 金五錢

## 学校制度導入期の課題について

下等  
一ヶ月  
金三錢  
別二極貧之生アリ、之ヲ等外之生トシテ、受業料ヲ納メシメス、

一ヶ月 金貳拾円八拾錢

一、生徒受業料 一ヶ月 金六拾六円

一ヶ月 金五円五拾錢

一、御委託金 一ヶ月 金三円

納見積金總計

一ヶ月 金六拾九円

一ヶ月 金五円七拾五錢

出納差引不足金百八拾円六錢

此分、学区内反別・人口江割合、償却為致候積り、

右之通設立仕度、此段奉伺候也、

下古寺村

教員 高辻大栄 印

腰越村

戸長 馬場庄右衛門 印

上古寺村

戸長 松本長右衛門 印

下古寺村

戸長 岡本久左衛門 印

下古寺村

印 印

副戸長兼保護役

岡本平兵衛 印

腰越村

副区長

横川俊政 印

河瀬熊谷縣令殿

これらの記録により、天神学校は教員高辻大栄の自宅を教場として開校されたものと思われるが、『小川町の歴史<sup>〔1〕</sup>』によると天満天神社神主宅を借用しての開校とあり、高辻大栄を神官と明記している。もつとも、一一〇人の生徒が通学予定の学校教員として任命されたのが、師範学校に四ヶ月通つただけの一九歳の高辻大栄一人では、あまりにも心許ないようと思われるが、この時期熊谷県の状況について『文部省第一年報』では、「人民漸次教育ノ欠ク可ラスルヲ了知シ、開校申請スル者倍多」の状況を背景に、教員不足が深刻となつていた事実を明らかにしている。

## 二 教員の養成状況

教員養成の必要性は明治初期より広く認識されており、明治五年四月に「小学教師教導場建立ノ伺<sup>〔2〕</sup>」、同六月には「速ニ師表學校ヲ興スヘキ事<sup>〔3〕</sup>」が提出されている。

一、速ニ師表學校ヲ興スヘキ事

小學ノ能ク完全ナルヲ得ルユエンノモノ、小學教則ノ能ク齊整スルニアリ、小學教則ノ能ク齊整スル

ユエンノモノ、小學教師ノヨク教則ヲ維持シテ之ヲ教ユルノ正シキヲ得レハナリ、夫レ師ノ生徒ニ於ル形ト影トノ如シ、形不直シテ影直ナランヲ求ム不可得、各國已ニ師表校ノ設ケアリ、是小學教員ヲ植成シ、以教則ヲ整全ナラシメンカ為也、故ニ師表校ヲ興シ、小學ノ教員ヲ植成シ、順次四方ニ派出セシメ、益以テ之ヲ増殖シ、其教規ヲ正シ、以テ務テ小學ノ教員ヲ完齋セシメンヲ欲ス、是當今着手第一中ノ尤急務トス、

同年五月に開校した東京府の官立師範学校では、三〇〇余人の受験者の中から五四人が合格<sup>(14)</sup>しているものの、実際に授業が開始されたのは、「学制」頒布から一月後の九月のことである。また、東京以外にも明治六年には大阪と宮城、翌七年には愛知・広島・長崎・新潟と、官立の師範学校が六校設立されたもの、明治一一年には公立の師範学校へ移行することで、東京師範学校と女子師範学校を残し、官立の師範学校は廃止されている。

この様な状況の中で当然熊谷県においても、指導者の育成が不十分なまま学校制度が導入されていたことは明らかである。この問題を解決するため同県では、明治六年二月に小学教員伝習所を前橋に設け、各大区から篤実有志の者六人を選び、二ヶ月で下等小学の課程を終えることが目指されている。<sup>(15)</sup>さらに同年七月には本庄に移転し、伝習所は暢發学校の名称で開校しているが、その際教員伝習所にて学習を終えた一七歳から三〇歳迄の篤実有志な人物を再撰生徒として、各大区から十人を推举することが定められており、指導者の確保と共に、指導力の向上も期待されていた。

多少地域は異なるものの、同じくこの時期熊谷県の管轄であつた第一大区第七・第八小区では、再選生徒となつた表村養行院住職太田見外への入費負担が決定されていたことは、宮前村副戸長鈴木庸行家に残された、「御教則傳習再撰生徒人撰書」<sup>(17)</sup>により明らかである。ここでは地域で指導者の育成が支えられて

いた。

前書之通、御達有之候ニ付、村々一同教員生徒再選致候處、表村養行院住職太田見外撰舉相願候、然上者、受業中ハ相當之入費、区内ヨリ聊無相違、差出し可申候、依之為後日、一同連印、如件、然

明治六年六月廿九日

七小区

山ヶ谷戸村

戸長 矢部恒三郎 印

表村 戸長 小嶋孫市 印

宮前村 戸長 矢部恒三郎 印

副戸長 飯野傳平 印

飯島村 戸長 鹿山新一郎 印

副戸長 矢部良作 印

平沼村 戸長 鹿山新一郎 印

副戸長 矢部良作 印

白井沼村 戸長 只川佐十郎 印

紫竹村 戸長 小高芳三郎 印

戸長 小高芳三郎 印

もつとも、明治六年十月には同県の小学校数は三百校を超えており、あまりにも急激な学校数・就学率

副戸長 鈴木庸行

宮前村

大澤庄平

学校庶務掛

畠中村

副戸長 三角伊八

鳥羽井新田

戸長 松本喜太郎

鳥羽井村

戸長 小林才次

大塚村

副戸長 渡邊善作

畠中村

戸長 印

八小区

戸長 藤間勝次

三保谷宿

牛ヶ谷戸村 戸長 小高泰作

の増加に、教員養成が間に合わない状況が続いていた。教員不足を補うため、助教の存在は不可欠とされたが、『文部省第一年報』による「完全ノ教員乏キ」状況を背景に、一月には暢発学校にて教員養成の方法が検討され、各中学区内に伝習学校を設け、暢発学校の教師が派遣されることが決められている。この暢発学校は、明治九年に熊谷県が埼玉県と合併した際に埼玉県師範学校の分校となつたが、明治一年に浦和に師範学校が新築移転したのを機に統廃合されている。

さらに、授業料に関して「学制」では、五〇銭又は二五銭と定めており、三人目以降は徴収しないことも決められていたが、同県天神学校では七銭を上限に五銭・三銭と、かなり低い金額に設定されており、不足金は地域住民からの反別割による資金調達で補うことも定められていた。

### 三 「学校掛日誌」の記録

「学制」頒布により各大学区には督學局が設けられ、各中学区毎に選出された数名の学区取締が、地域における学校制度導入に関して中心的役割を果たすことが期待されていた。学区取締について、「学制」第八章<sup>18</sup>では次のように定めている。

人民ヲ勧誘して務テ学ニ就カシメ、且学校ヲ設立シ、或ハ学校ヲ保護スヘキノ事、或ハ其費用ノ使用ヲ計ル等、一切其受持所ノ小学校ノ學務ニ關スル事ヲ担任（後略）

熊谷県では各大区毎に学区取締の任命が定められており、第六大区では第六小区に位置する下里村の関根可正が任じられている。また、ここでは学区取締の他に学校庶務掛が置かれており、岡本平兵衛は明治六年七月より、庶務掛として学校教育の普及に関わる事となる。

御受書<sup>(19)</sup>

学校庶務掛被仰付、奉畏候、以上、

南第六大区七小區

比企郡下古寺村

農岡本平兵衛

嘉永元申年三月生

明治六年七月廿五歲五月

河瀨熊谷縣令殿

同氏の記録である「学校掛日誌」<sup>(20)</sup>（明治六年八月ヨリ）には、次のような記述が残されている。

小学校設立三付、場所其外入費・出金取極として、八月一日午前十時増尾村長昌寺三而、村々集會、

一、其所之義ハ、青山村慈源寺江相定度候事、

一、入費之義ハ、村々壱戸ニ付金式朱ノ目的ヲ以來ル本月三十日限り、青山村野崎半次郎殿方へ取ま  
とひ可申答、學校器械之義ハ、平兵衛方ニ而引受可申、右ニ而午後四時退散、茶代壱錢ヲ置ク、

一、青山村慈源寺<sup>(眼力)</sup>、學校場迷惑旨申出ニ付、八月十八日右長昌寺江村々集會、右場所之義、青山村  
慈源寺者、区内中央ニ付今一應同寺江相頼、其上不行届候ハハ、又相談候事、

入費・出金壱戸ニ付二朱ツ、之目的ニ而者、村々不公平出来可申ニ付、相改反別地価税額割江相談  
受申候、右迄ニ而此日午後四時過、せき・茶代式錢、

増尾村長昌寺は、同年一月に開校する金橋学校の校舎となつた寺院であり、学校制度に関する話し合  
いの場としても利用されていた。もっとも、「学制」初期の小学校の多くが寺院を仮校舎として開校して

## 学校制度導入期の課題について

いたことは記録により明らかであるものの、青山村の慈源寺(眼力)では、学校場迷惑の旨を申し出ている。この時の理由は定かでないものの、寺院としては本来の目的を大きく逸脱した使用であり、校舎としての借用を快諾できない寺院も少なくなかったのは明らかである。ちなみにこの青山学校は、同村の円城寺を借用し、「文部省第二年報」によると、生徒数三五人（男二七人・女八人）教員一人で開校したもの、明治九年に天神学校が上古寺村に移転し古寺学校と改称された際に、合併し廃校となつている。青山村の慈源寺・円城寺は、共に曹洞宗の寺院である。

また、学校に関する費用の不足分を補うため各戸からの集金を実施する際には、一律二朱の徴収では不公平との意見が出されており、話し合いで反別割による負担が決められていた。

熊谷県管内には他にも反別割りによる資金協力が実施されていた記録が残されている。第九大区第四小區に位置する仁手村においては、賦課金の全額支払いに抵抗する住民に対し学区取締・学務課等が説得に務めている記録が残されており、資金調達の難しさを伝えている。

管内小学校資金ノ儀ハ、有志出金反別賦課等、適宜ヲ以賄來候處、仁手村ニ於テハ毎戸所有田畠反別割ニ賦課シ差出事ニ一村内議決仕、又市儀ハ二十円差出相當ノ旨一同ヨリ申聞候トモ、窮迫不及力金十円差出スヘキ旨相答候處、右ニテハ外ニ響ニ相成候間、是非トモ二十円可差出、最一時調達ニ不及、年々二十円ノ一割出金候へハ宜敷旨村吏申候トモ、二円増都合十二円差出度旨申募リ居、村方ニ於テハ一同承引不致、学區取締并学務課等ヨリ再三再四丁寧反覆説諭候ヘトモ、右ノ外難受旨申断二十円  
出金ハ固ク相拒ミ申候（後略）

もつとも、その後の記述により習字師匠であつたことが明らかとなつた又市は、学制の御趣旨を心得ていた旨が記されており、賦課金全額の出金拒否の理由は単に窮迫だけであつたものと思われる。「学制」

が、受益者負担・民費依存を前提としていたのは明らかであり、このことが学校制度反対の理由として指摘される場合も少くないが、「学校掛日誌」における記述にも、負担金額決定に向けた話し合いの事実だけが記されており、学校制度導入への不満を確認することは出来ない。

#### 四 天神学校の就学状況

岡本家には、明治七年二月の天神学校の就学状況に関する記録も残されている。

下古寺村を含む第六大区第七小区には、明治七年までに三校が開校している。『小川町の歴史』によると、大塚村・腰越村・増尾村を通学区として金橋学校、上古寺村・下古寺村を通学区として天神学校、同じく青山村を通学区として青山学校が開校したとされるが、右の記録によると天神学校には、上古寺村・下古寺村の他に、腰越村・青山村からも生徒が通っていたのは明らかである。

「学制」頒布の際に導入された学区制は、通学区域・設置区域・設置主体を意味していたとされ、本来は小学区毎に一校の開校が目指されていた。もつとも、行政区とは一線を画した学区制の採用が、「学制」実施を複雑にしていたのは明らかであり、明

天神学校 就学不就学表（明治7年2月） (人)

		腰越村	上古寺村	青山村	下古寺村	合計
6歳以上13歳以下 就学	男	36	17	9	5	67
	女	6	2	7	6	21
6歳以上13歳以下 不就学	男	30	1	12	0	43
	女	4	10	9	3	26
6歳以下就学	男	3	0	0	0	3
	女	0	0	0	0	0
13歳以上就学	男	3	4	1	1	9
	女	0	0	0	0	0

比 下古寺村 岡本正雄家文書（埼玉県立文書館所蔵）より作成

治一二年に導入された「教育令」では学区制が廃止されているが、岡本家の記録によると、天神学校には少なくとも四村から通学しており、ここでは通学区域が厳しく守られている状況にはなかつたと思われる。天神学校には、六歳以上一三歳以下の就学者は八八人（男六七人・女二一人）と記録されており、六歳以下と一三歳以上の就学者（男一二人）を含め、総勢一〇〇人の生徒が通学している。設立の際に想定していた一一〇人には達していないものの、就学状況は決して悪いものではなかつたと思われる。

### おわりに

「邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン」社会を実現させるため導入された「学制」が、多くの問題を抱えていたことは周知の事実である。民費依存・受益者負担を原則とする「学制」の実施は、『学制百二十年史』に記された、民衆に大きな経済的負担を課し、生活に即応しない学習内容が教えられていたとの記述を、全面的に否定することは難しい。ところが、実際には地域住民の協力により、一律・反別割りなど様々な方法によって資金が集められていた。また、学舎となる場所を確保するための話し合いが実施されるなど、学校制度の定着・拡大に向け地域住民が前向きに取り組んでいたことは、岡本平兵衛の残した「学校掛日誌」などからも明らかである。様々な記録の中には賦課金の支出を拒む住民や、教場としての借用を拒む寺院の存在なども残されてはいるが、学校制度導入の趣旨に異を唱えての負担拒否・借用拒否の記録は、ここでは確認されていない。しかも、「学制」<sup>(22)</sup>頒布当初三〇パーセントに満たなかつた就学率が、わずか三〇年で九〇パーセントに達している現実からは、多少の負担を強いられても、教育制度の普及を多くの人々が望んでいたのは明らかである。

さらに、「学制」頒布に際し、それまでの教育機関は廃止となり、近世庶民の唯一とも言える教育の場であった寺子屋も多くが姿を消しているが、「学制」頒布翌月によりやく官立師範学校の授業が開始されるなど、教育現場に欠くことの出来ない指導者の育成が不十分なまま制度が導入されていた。このため、慢性的な指導者不足の状況が続いていものの、当時の人々は教員の数的確保だけではなく、指導力のある教員の確保にも関心を向けており、地域で教員育成を支えていた事が明らかとなっている。「学制」頒布直後は、資金や学舎の確保だけではなく、教員の育成にも地域住民の協力が不可欠であったのは明らかである。

また、青山学校の校舎となつた円城寺には「筆子覚」が残されており、庶民の教育を担つていた時期があつたのは明らかであるものの、実態を確認するまでには至っていない。校舎として寺院を提供した背景を、過去の教育経験に結びつけることは難しいものの、指導者が慢性的に不足している状況の中で、悉く廃止とされた寺子屋が新しい教育制度に、どの様に関わつていったのか（又は関わらなかつたか）は、今後の課題であろうと思われる。

岡本氏が残した「学校掛日誌」によると、行政区である小区を単位として話し合いの場が持たれ、小区内では小学区を越えての通学が記録されており、少なくとも武藏国比企郡では、この時期「学制」の特徴である学区制ではなく、行政区を中心とした学校制度の導入が図られていたと思われる。学区制は、「通学区域・設置区域・設置主体」を意味していたとされるが、天神学校へは想定の範囲を越えた村々からの通学者が記録に残されており、この時期はまだ、人々の暮らしが地縁的つながりを温存した中にあつたと思われる。もつとも、「教育令」期における地域住民の教育行政への積極的関与とまでは言えないと思われるが、教育制度推進のための公的支援が十分に期待出来ない状況の中では、地域住民が一丸となつて教育制度

を支えた結果が、学校数・就学率の上昇につながつていつたのであり、少なくともこの地域では、「中央の施策の末端までの浸透」を目指して導入された学区制に大きく依存することなく、学校制度を定着に向け進めていたことは明らかである。

(大正大学綜合伝教研究所研究員)

(註)

- (1) 文部省『学制百年』 ぎょうせい 一九七二年
- (2) 文部省『学制百二十年史』 ぎょうせい 一九九二年
- (3) 千葉正士『学制年度の研究——国家権力と村落共同体——』 須草出版 一九六二年
- (4) 笹森健『明治前期地方教育行政に関する研究』 講談社 一九七八年
- (5) 坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』 桦出版社 二〇〇三年
- (6) 藤咲茂和『武藏国比企郡下古寺村々誌』(明治十五年編輯) 「岡本正雄家文書」(埼玉県文書館所蔵)
- (7) 「熊谷縣小学校則」(明治六年七月) 「鈴木庸行家文書」(埼玉県文書館所蔵)
- (8) 文部省『文部省第二年報』(明治七年) 臨川書店 一九六四年復刻
- (9) 「開業御届控」 「岡本正雄家文書」(埼玉県文書館所蔵)
- (10) 「官立学校設立伺」 「岡本正雄家文書」(埼玉県文書館所蔵)
- (11) 小川町『小川町の歴史』 ぎょうせい 二〇〇〇年
- (12) 「小川教師教導場設立ノ伺」 文部省教育調査部 『師範教育関係法令の沿革』(国立国会図書館所蔵) 一九三八年
- (13) 「速ニ師表學校ヲ興スヘキ事」 文部省教育調査部 『師範教育関係法令の沿革』(国立国会図書館所蔵) 一九三八年
- (14) 村口一雄『東京師範學治革一覽』 第一書房 一九八一年
- (15) 文部省『文部省第一年報』 臨川書房 一九六四年復刻
- (16) 「御教則傳習再撰生徒人撰書」 「鈴木庸行家文書」(埼玉県文書館所蔵)
- (17) 「御教則傳習再撰生徒人撰書」 「鈴木庸行家文書」(埼玉県文書館所蔵)

- (18) 「法令類纂」卷八十三（東京都文書館所蔵）  
〔19〕「御受書」、「岡本正雄家文書」（埼玉県文書館所蔵）  
〔20〕「学校掛日誌」、「岡本正雄家文書」（埼玉県文書館所蔵）  
〔21〕「大政類典」（埼玉県文書館所蔵）  
〔22〕『文部省年報』の記録から計算した全国の就学率（抜粋）
- |            |           |
|------------|-----------|
| 明治六年・28%   | 明治十六年・51% |
| 明治三十五年・92% |           |